

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」の概要

## 1 改正の理由

### 1,4-ジオキサンに係る排水基準の追加

平成 24 年 5 月に水質汚濁防止法に基づく排水基準省令が改正され、排水基準の項目として 1,4-ジオキサンが追加されました。(施行日：平成 24 年 5 月 25 日)

さらに、平成 25 年 2 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分基準省令が改正され、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準に 1,4-ジオキサンが追加されました。(施行日：平成 25 年 6 月 1 日)

このように、水質汚濁防止法の排水基準等の項目として 1,4-ジオキサンが追加されたことから、同様に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)に排水基準を追加しました。

### ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の強化

国は、平成 13 年に水質汚濁防止法施行令を改正し、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等を有害物質に追加し、一律排水基準を設定したが、直ちに一律排水基準を満足することが困難な業種については、期限を定めて暫定排水基準を設定しています。

このたび、国は基準適用の見直しを行い、暫定排水基準を一部強化し、適用期限を平成 28 年 6 月 30 日まで延長する等の排水基準省令の改正を行いました。(同様の見直しは、3 年ごとに行っている。)

一方、県では、平成 14 年に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)を改正し、水質汚濁防止法と同様に 3 物質を特定有害物質に追加し、排水基準を定めたが、国の取り扱いに倣い、電気めっき業及び温泉を利用する事業所に対して施行規則の附則で暫定排水基準を定めています。

今回の排水基準省令の改正により、法の暫定排水基準が条例の暫定排水基準よりも厳しくなること、また、国の暫定排水基準の見直しにあたっては、各業種からの排水実態、導入可能な処理技術等を踏まえて改正が行われたことから、この考え方と同様に施行規則の改正を行いました。

## 2 改正の内容

### 1,4-ジオキサンに係る排水基準の追加

施行規則別表第 9 の物質の種類に 1,4-ジオキサンを追加し、排水基準を「0.5mg/L」とします。ただし、既存の一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場からの排水に対しては、当分の間、排水基準を「10mg/L」とする暫定排水基準を設けます。

### ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の強化

施行規則附則第 7 による暫定排水基準適用業種のうち、電気めっき業に係るほう素の基準を「50mg/L」から「40mg/L」に、同じく硝酸性窒素の基準を「400mg/L」から「300mg/L」に強化します。

また、昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉を利用する事業所に係るふっ素の基準について、掘削により湧出させた温泉を利用する事業者に対する基準を「50mg/L」から

「30mg/L」に強化します。

ふっ素及びその化合物の暫定排水基準が適用される業種又はその他の区分のうち、「昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉を利用する事業所」は、「昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所」と、「昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所」に分けました。これは、自然湧出以外の源泉を利用する温泉排水については、事業活動に伴い、新たな環境への負荷をより積極的に与えることになることから、自然湧出の源泉を利用する温泉排水とは区別して暫定排水基準を設定した、国の考えに倣ったものです。

なお、「温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所」における「温泉（自然に湧出しているものに限る。）」とは、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出に含まれません。

【暫定排水基準の改正内容】

（現行）

（改正案）

（単位 mg / ）

（単位 mg / ）

| 物質の種類                         | 業種又はその他の区分                              | 許容限度 |
|-------------------------------|---|------|
| ほう素及びその化合物                    | 電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）               | 50   |
|                               | 温泉を利用する事業所                              | 500  |
| ふっ素及びその化合物                    | 電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）               | 15   |
|                               | 昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉を利用する事業所 | 50   |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 電気めっき業                                  | 400  |



| 物質の種類                         | 業種又はその他の区分   | 許容限度 |
|-------------------------------|--|------|
| ほう素及びその化合物                    | 電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）  | 40   |
|                               | 温泉を利用する事業所   | 500  |
| ふっ素及びその化合物                    | 電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）  | 15   |
|                               | 昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所 | 30   |
|                               | 昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所                        | 50   |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 電気めっき業   | 300  |

その他の改正

これまでの改正に伴い標記が不統一となってしまった箇所の統一や、条文の「ずれ」の修正、及び不明確な表記の明確化や、誤字、脱字などの修正などです。（詳細は別紙のとおり）

3 施行日

平成 25 年 7 月 31 日

## 【その他の改正箇所一覧】

| 改正する条文等                         | 改正理由  |
|---------------------------------|---|
| 第 31 条第 3 号                     | 平成 24 年度末の規則改正では、従来の規制対象範囲を拡大していないため、より誤解の少ない記載に修正する。                 |
| 第 36 条第 2 項<br>第 3 号エ           | 飯泉取水堰の表記が不統一であったため、設置者に確認のうえ正しい字句に修正を行う。                              |
| 第 67 条第 1 項                     | 誤字の修正を行う。   |
| 第 93 条                          | 様式の名称から「等」が抜け落ちていたため、字句を修正する。   |
| 第 94 条第 1 項<br>第 1 号            | 川崎市に関しては、条例第 2 章、第 42 条の 3 第 1 項及び第 9 章の規定は既に適用除外とされているため、現状に即して修正する。 |
| 別表第 1                           | 指定事業所の範囲を変更するものではないが、より誤解の少ない記載にするため、「及び」と「又は」に関して整理を行う。              |
| 別表第 3                           | 平成 24 年度末の規則改正で規則第 14 条を削除しているため、別表の関係規定から削除する。また、表中の余分な記載を削除する。      |
| 別表第 5                           | 表中の余分な記載を削除する。  |
| 別表 13                           | 引用する条文をより正確に記載する修正を行う。  |
| 別表 17                           | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定における換算の方法及び濃度の合算規定が抜け落ちていたため、字句を修正する。                 |
| 第 17 号様式の 3<br>(付表 2)<br>(付表 3) | 誤字の修正を行う。   |
| 第 18 号様式                        | 誤字の修正を行う。   |
| 第 43 号様式<br>第 45 号様式            | 平成 24 年度末の規則改正で削除もれしていた箇所を削除する。                                       |
| 第 48 号様式の 2                     | 様式の提出先が各地域県政総合センター環境部又は関係市町村長であるため、いずれの場合も対応可能な自由記載に修正する。             |